

皇居外苑二重橋前における写真撮影事業者応募要領

環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所

1. 公募の目的

皇居外苑は昭和22年12月の閣議で旧皇室苑地の一部を国民公園とすることが決定され、昭和24年4月に公開された公園である。苑内には皇居前広場、北の丸公園、特別史跡旧江戸城跡に指定された濠と石垣、重要文化財指定の桜田門、その他には、楠木正成像、和田倉噴水公園などある。

公園利用者も国内外から多数訪れ、中でも皇居前広場の二重橋前から二重橋を望む景観は皇居の象徴的な景観として広く親しまれており、公園利用者の撮影ポイントとして利用されている。しかしながら、当該エリアは皇居の前庭として特殊な性格を有するため、秩序と静謐な雰囲気を保たなければならないことから、撮影行為についても制限を設けているところである。

今般、上記の特殊性に鑑み、皇居前広場としての性格を乱すことなく、公園利用者サービスに資することを目的として、二重橋前における写真撮影事業者を公募するものである。

2. 撮影場所

- ・所在地：東京都千代田区皇居外苑 二重橋前（別添1参照）

3. 年間利用状況

- ・皇居外苑地区（皇居前広場） 147万人（令和4年度）
※楠公駐車場、皇居参観、東御苑利用者実績から推計
※コロナ禍前（令和元年度）の年間利用状況は約786万人

4. 営業許可等に関する基本的事項

(1) 管理規則に基づく事業行為許可

- ①許可方法 国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第2条第1項に基づく事業行為（業としての写真撮影）の許可が必要となるため、あらかじめ、環境大臣宛に、所定の様式による申請手続きを行わなければならない。
- ②許可期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。
許可条件等の違反など特段の事情が無ければ、事業者の申請によって年度単位で許可期間の更新を行うことができるものとする。この場合、事業者は許可期間終了の2ヶ月前までに許可申請書を提出するものとする。
※更新は最大で2回（令和9年3月31日まで）までとする。

(2) 事業者に対して徴収する費用等

事業者に対して徴収する費用はない。

(3) 使用上の制限

- ①事業者は、管理規則に基づく営業行為許可の権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等をしてはならない。
- ②許可された業務を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。

(4) 損害賠償

事業者は、運営に当たり、国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその補償をしなければならない。

5. 事業運営の条件

(1) 事業実施日及び実施時間

- ①事業実施日 原則として通年とする。定休日等を設ける場合はあらかじめ皇居外苑管理事務所長の承認を得なければならない。
- ②実施時間 9：00～17：00の間で設定するものとする。
ただし、設定をした後変更するときは、あらかじめ皇居外苑管理事務所長の承認を得なければならない。
- (2) 事業内容
- ①二重橋前の定められた場所で、公園利用者に対して写真撮影を行うこと。
- ②広く公園利用者を対象とすること。
- (3) 看板
- ①撮影場所において、撮影行為を行う旨の必要最小限の看板の設置は認める。ただし、看板の規模、デザイン等は景観上支障のないもの、かつ、皇居外苑の品位を損ねないものとし、あらかじめ皇居外苑管理事務所長の承認を得なければならない。
- ②苑内に営業に関する広告物を設置することはできない。ただし、苑外に設置すること及びWebページ等への公告は妨げない。
- (4) 事業運営について
- ①事業者は、当該地域が国民公園皇居外苑内であることを理解し、品位ある事業運営に努めるとともに、不特定多数の利用者が訪れる地域であることを承知し、広く公園利用者への便宜を図らなければならない。
- ②事業者は、利用者のニーズ把握に努め、良質なサービスの維持、向上に努めなければならない。
- ③事業者は、不断の経営努力を行うものとし、適正な利潤と価格等について常に検討し、利用者の利便に資するよう事業運営を行うこと。
- ④事業者は、所定の様式により、毎月の売上高及び利用者数について、翌月の末日までに皇居外苑管理事務所長へ報告するとともに、収支計算、決算について、営業許可期間満了時に報告すること。
- ⑤皇居外苑管理事務所として必要があると認めるときは、その理由を示した上で、事業運営について改善を求めることがある。
- (5) 環境対策
政府が推進する地球温暖化対策、グリーン購入等の環境保全諸施策に積極的に取り組むこと。
- (6) 災害時対応
皇居外苑は千代田区の「災害時待避場所」に指定されていることから、非常災害時には協力すること。
- (7) 従業員について
- ①従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、事業者はその責任を負うものとする。
- ②事業運営の開始にあたって、従業員名簿を皇居外苑管理事務所長に提出すること。また、当該従業員に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ③当該事業が皇居外苑利用者のための事業であり、そこに従事していることを踏まえ、事業の公共性を理解し、公園利用者適切に対応できるよう、事業者は従業員の教育と指導に努めるものとする。
- (8) 守秘義務
事業運営上で知り得た皇居外苑管理事務所の業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の措置を講ずること。
- (9) その他事項
- ①自己の都合により、事業運営を終了させるなど、事業許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の2ヶ月前までに、所定の様式により皇居外苑管理事務所長あて申し入れなければならない。

- ②事業実施地域において事件、事故等が発生したときは速やかに皇居外苑管理事務所に連絡すること。
- ③国民公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
- ④皇居、皇居外苑行事及び工事等のため事業地域が一時的若しくは全日使用できなくなる場合がある。その場合は皇居外苑管理事務所から事前に連絡する。
 - ・定期的なもの 1月2日 新年皇居一般参賀
2月23日 天皇誕生日一般参賀
 - ・想定されるもの 特別警備等のため、警察及び宮内庁等より事業自粛の要請があった場合
- ⑤上記④にて、当該場所が使用できない場合の代替場所は楠木正成像の前(別添1)とする。
ただし、楠木正成像の前も諸行事により使用できない場合もある。

6. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 説明会に参加した者であること。
- (8) 別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

7. 応募手続き等

事業を希望する者は、次により応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送で提出すること。

(1) 応募要領等配布期間

令和6年2月13日(火)～2月26日(月)

環境省ホームページの「申請・届出・公募」>「公募情報」、又は皇居外苑管理事務所ホームページ「お知らせ」より、ダウンロードして入手すること。

(2) 説明会

- ①日 時 令和6年2月26日(月) 11:00から(受付10:30から)
- ②会 場 皇居外苑管理事務所 会議室及び二重橋前
なお、説明会は1社3名以内とする。
※会場にて応募要領の配布は行わない。

(3) 公募に関する質問

- ①質問事項を記載した書面(任意様式)を郵送又はFAXにて、下記(4)の②の提出先まで送付する
- ②内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。
- ③質問の受付期限
令和6年2月28日(水) 12:00
- ④回答方法
公募の公平、公正及び透明性を確保するため、質問事項及び回答は、質問者及び全応募者に対し、令和6年3月1日(金)までにFAXにより回答する。

(4) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

- ①提出期限 令和6年3月4日(月) 12:00(郵送の場合は必着とする。)
なお、期限を過ぎたものは無効とする。
- ②提出先 〒100-0002 千代田区皇居外苑1-1 皇居外苑管理事務所 庶務科
TEL 03-3213-0095
FAX 03-3201-1017
- ③提出部数等 応募申請書 5部(添付資料含む。)

(正本1部、副本4部。副本は正本のコピー可)
企画提案書 5部
(正本1部、副本4部。副本は正本のコピー可)

(5) 応募申請書について

別紙様式1により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。(※公的機関が発行する書類は、発行日から3ヶ月以内のもの。)

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

①応募者が「法人」の場合

- ア 会社概要(別紙様式2、パンフレット可)
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)
- エ 直近3年分の決算書の写し(貸借対照表、損益計算書、附属明細書)
- オ 直近3年分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)
- カ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無(別紙様式3)

②応募者が「個人」の場合

- ア 履歴書(様式任意)
- イ 身分証明書(市町村発行のもの)
- ウ 登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人等に該当しない証明)(法務局発行のもの)
- エ 開廃業届出証明書(税務署発行のもの)
- オ 直近3年分の決算書の写し
 - ・確定(修正)申告(控)の写し
 - ・青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- カ 直近3年分の納税証明書(申告所得税、消費税及び地方消費税)
- キ 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無(別紙様式3)

(6) 企画提案書について

別紙2「企画提案書作成要領」により作成したもの。

(7) 注意事項

- ①応募申請書及び企画提案書(以下「応募申請書等」という。)の受付は、説明会に参加した者に限るものとする。
- ②応募申請書等については、A4版サイズ、日本語で作成のこと。
- ③提出された応募申請書等は、選定審査後も返却しない。
- ④応募申請書等作成、提出及び本公募に係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- ⑤本公募において知り得た一切の秘密は、皇居外苑管理事務所の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑥事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って事業を運営するものとする。ただし、諸事情の変化により皇居外苑管理事務所が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ⑦応募申請書等は、本公募における運営事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ⑧企画提案書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、その履行を担保するための、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8. 運営事業者の選定方法

提出された応募申請書等に基づく書類選考及びヒアリングによる審査

(1) 第一次審査(書類審査)

- ①日 時 令和6年3月上旬
- ②結果通知 原則として審査の日から3日以内に郵送による文書通知

(2) 第一次審査通過者に対する第二次審査（ヒアリング）及び選定

①日 時 令和6年3月中旬

②場 所 皇居外苑管理事務所

③結果通知 原則として審査の日から3日以内に郵送による文書通知

※企画提案書の記載内容により審査が可能である場合は、二次審査を実施しないことがある。

9. その他

上記8により事業者が決定した場合、皇居外苑二重橋前における写真撮影事業に係る協定書（別添2）について協議を行い、両者合意のもと協定書を取り交わすこととする。

問合せ先

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省皇居外苑管理事務所

TEL 03-3213-0095

FAX 03-3201-1017

担当：佐々木、中村

添付資料

別紙1 暴力団排除誓約事項

別紙2 企画提案書作成要領

様式1 応募申請書の様式

様式2 会社概要

様式3 社会的信用失墜行為の有無

別添1 撮影場所位置図

別添2 皇居外苑二重橋前における写真撮影事業に係る協定書（案）